

平成23年度長崎地方裁判所委員会（第1回）議事概要

日 時 平成23年10月17日（月）午後1時30分～午後3時30分

場 所 長崎地方裁判所大会議室

出席者

（ 委 員 ） 石井精二，岩下加代子，大橋絵理，倉増吉継，重富朗，
波多野徹，原口憲二，原山和高，森永玲，吉野谷健，米山正明
（五十音順，敬称略）

（事務担当者）山本事務局長，木村民事首席書記官，東刑事首席書記官，
三井総務課長，小中野会計課長

議事要領

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 委員自己紹介

第4 委員長代理の選任

第5 協議

（※ ○は委員長及び委員の，■は事務担当者の発言。以下同じ。）

非常災害時の対応について

長崎地方裁判所の三井総務課長及び小中野会計課長から非常災害時の対応についての説明を行った上で，協議に入った。

【論点1 大規模災害発生時に，いかにして情報を収集すべきか。】

- 裁判所では大規模災害時に県や市と連携して情報収集を行うことを検討しているようだが，長崎市では大規模災害時にどのような対応を検討しているのか。
- 長崎市では市長直属に防災危機管理官を常駐することになった。今までは防災計画に大規模地震が想定されていなかったが，大規模地震を想定し

た防災計画の見直しが行われている。

- 長崎大水害の際は、長崎市の対策本部に入ってくる情報も断片的なもので、被害の全容が分かったのは一週間位あとだったと思う。ライフラインの復旧状況についても、地区毎に順次復旧していくので正確な状況を把握するのは難しかったと思う。ある程度正確な情報は一週間位あとから分かってきたと思う。
- 私が所属している団体では、防災マニュアルはあるが大地震の想定はしていない。現在は防災マニュアルの見直しを検討しているところである。
- 各地域の自治会には、各家庭から崖崩れや河川の氾濫の兆候について連絡が入ってくる。避難が必要であれば、自治会の役員等が協力して避難誘導を行ったりしている。
- 東日本大震災発生直後の南相馬市では、電話もネットも繋がらず10日は麻痺状態だったと聞いている。裁判所が事業継続に必要な情報収集を検討するのであれば、県庁、市役所、検察庁等に直接歩いて情報収集することになると思う。
- 会社にも消防計画があり、消防訓練も行っている。地震の際には当該消防計画を準用することとしているが、大規模地震の際に情報収集をどのように行うかという点についてまで検討していない。問題意識はあるが、まだまだの状況である。

【論点2 平日の開庁時に大規模災害が発生した場合、直後に取りべき対応として、どのようなものがあるか。】

- 職員や来庁者の人数は何人で想定しているか。
- この地方裁判所の庁舎で、職員100人程度、来庁者20人程度で想定している。
- 宮城のテレビ局の話だが、東日本大震災の際は、周りの人が集まってきて食料がすぐになくなったと聞いている。テレビから情報収集するにして

も発電機が必要になってくるが、裁判所では非常食や発電機の備蓄はどのようにするのか。

- 非常食については、長崎地方裁判所管内全体で来庁者や帰宅困難者分を含めて職員数の1.2倍の3日分を備蓄する予定である。長崎地方裁判所本庁に一定数を備蓄し、管内にもそれぞれ各管内割当て分の6割程度を備蓄する予定である。大規模災害が発生したところにそれらを送る予定なので、3日以上の数になると思う。

発電機については、現在備蓄はなく、調達準備中である。1, 2個程度を調達する予定である。

- 対策本部を立ち上げるが、裁判の期日変更等については、各裁判官が判断することになるのか。

- 対策本部が情報収集を行い、収集した情報を裁判官に知らせて、各裁判官が判断することになる。

- 大規模災害が発生した場合に、期日の延期等は各裁判官が判断することになるとのことだが、各裁判官で判断が分かれて裁判所利用者が混乱する心配はないのか。

- 大規模災害の規模やライフラインの復旧状況等を見ながら、また、検察庁等の関係機関の意見を聞きながら、期日の延期等については判断することになると思う。庁舎やライフラインの復旧状況等により裁判が実施できる状況にない場合には、マスメディア等を利用して情報発信を行うことも考えられる。

- この裁判所の建物は地震がきても大丈夫なのか。

- 現在耐震化工事中である。

- 裁判所では、帰宅困難者の受入れについてどのように考えているのか。

- 帰宅困難者のために会議室やロビーを開放して受け入れることになると思う。

- 近所に県庁や市役所もあるので、連携して帰宅困難者を受け入れるようにするべきと思う。民間のビルもあるので、セキュリティの問題もあると思うが、民間のビルでも受け入れるようになると思う。

【論点3 休日等の閉庁時に大規模災害が発生した場合、業務を行うために必要な職員をどのように確保すべきか。】

- 裁判所の職員は官舎にある程度まとまって入っているのか。
- 徒歩で1時間程度の場所にある官舎や2時間程度の場所にある官舎があるが、幹部職員は単身赴任者も多いので、週末には福岡等に帰っている者も多いと思う。
- 裁判所が作成した防災携帯カードは有効だと思う。裁判所から各職員に安否確認の連絡をするのは大変なので、各職員から直属の上司に安否の連絡を行うのは良いと思う。
- 長崎市役所では、震度6弱の地震が発生した場合には、全職員登庁することになっている。所属の部署に登庁が難しければ、最寄りの支所等に登庁することになっている。
- 東京のテレビ局では、近くに住んでいる職員のマップを作成していた。大規模災害が発生した場合には、放送局員や10キロ圏内に住んでいる職員は出勤することになっていた。実際に出勤できるか訓練がされたこともある。やはり最寄りの支所等に出勤するようにするのが良いと思う。誰が出勤するのかはっきり決めておくべきだ。

【論点4 職員の防災意識の啓発方法（教育・訓練）について、有効な方策はないか。】

- 大学では避難訓練を年1回行っていて、避難経路の確認等も行っているが、学生の安否確認の方法等についてはまでは決まっていないと思う。
- 防災携帯カードについては、一度は訓練をすべきと思う。それと、安否連絡先を上司のみにしていると途中で途切れることがあるので、上司と連

絡できない場合の連絡先を決めておくと思う。

- 防災マニュアル等を作成しても実際に行えるように訓練しておかないと意味がないと思う。それと消防計画は消防署が指導してくれるが、防災計画についてはどこか指導してくれるところがあるのか。

■ 裁判所では、消防署に相談しながら検討していく予定である。

第6 次回期日及び協議テーマについて

(1) 次回期日

追って連絡する。

(2) 次回協議テーマ

追ってアンケートで意見を伺う。